

第1編 総則

第 1 編 総則

第1編 総則

第1節 計画の策定

第1 計画の概要

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、吉見町防災会議が作成するものであり、吉見町（以下「町」という。）の地域に係る防災に関し、町及び関係機関が災害予防、災害応急対策及び災害復旧復興に至る一連の災害対策を実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の位置づけ

この計画は、町の地域に係る防災に関し、町の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関が処理する事務又は業務を包含する基本的かつ総合的なものである。

この計画は、町及び防災関係機関の防災に関する責任を明確にするとともに、各機関の事務又は業務を有機的に結合するものである。

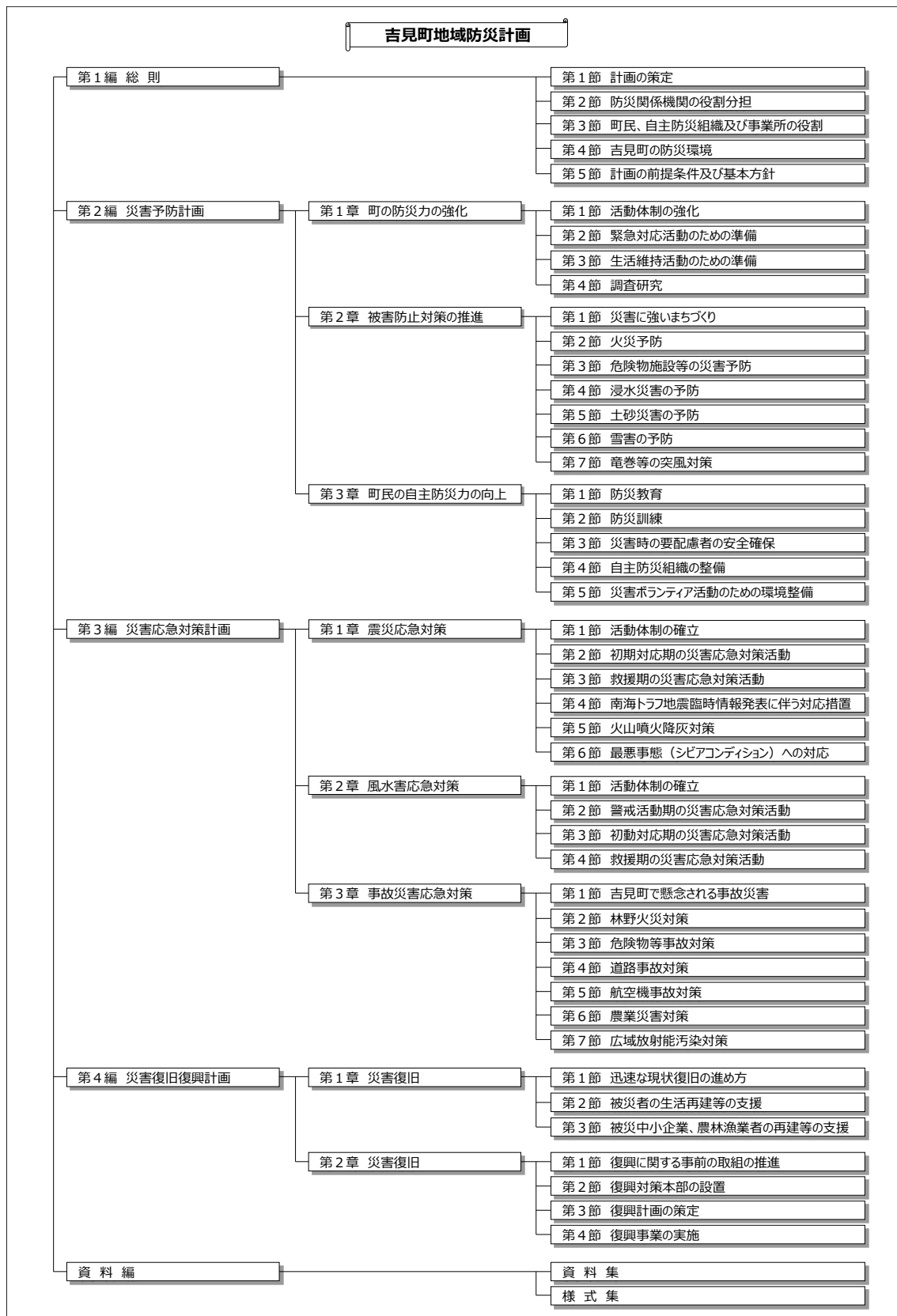
この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき埼玉県知事（以下「県知事」という。）が実施する災害救助事務のうち、同法第13条の規定に基づき町長に委任された場合の計画又は同法適用前の救助に関する計画及び水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、町が定める水防計画等の防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

3 計画の構成

この計画は、町における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として策定するものであり、計画の構成は、以下に示すとおりである。

第1編 総則
第1節 計画の策定

■吉見町地域防災計画の構成

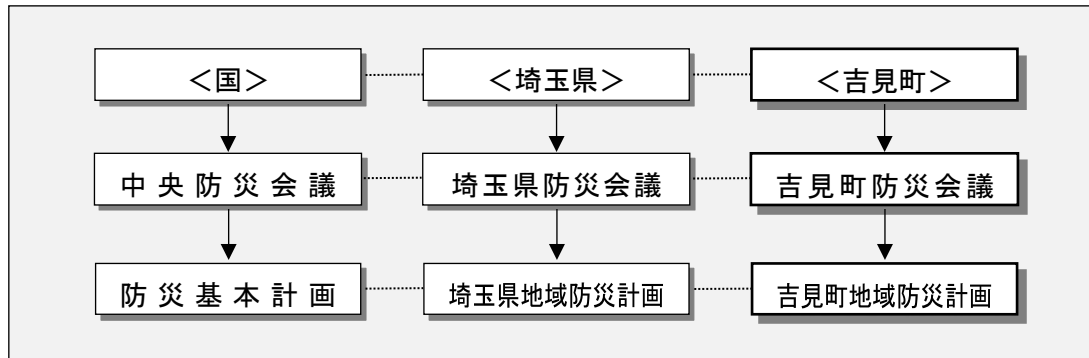


4 計画の運用等

(1) 他計画との関係

この計画は、町の地域に係る防災に関し基本的かつ総合的な性格を有するものであるとともに、埼玉県地域防災計画と整合を図るものとする。

■国、県及び町の防災会議及び防災計画の関係



(2) 計画の効果的な推進

① 自助、共助による取組の推進

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための取組を進めていく。

② 男女共同参画をはじめとした多様な視点

男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進していく。

③ 広域的な視点

埼玉県（以下「県」という。）及び他市町村との連携の強化を図り、広域的な視点で防災対策を推進していく。

④ 人的ネットワークの強化

町及び県、防災関係機関、協定締結団体等は、災害発生時に迅速かつ確実に連絡が取り合えるよう、平素から顔の見える関係を築き、強固な協力関係の下に防災対策を進める。

第1編 総則

第1節 計画の策定

⑤ デジタル化の推進

効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

⑥ 計画の効果的推進に向けた取組

町は、この計画を効果的に推進するため、次の点に留意して取組を進めるものとする。

- 計画に基づくマニュアル類の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底
- 計画、マニュアル類の定期的な点検や検証
- 点検や訓練から得られた機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映

町は、地域防災計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限の努力をし、さらに制度等の整備、改善等について検討、実施する。

(3) 計画の修正

町防災会議は、地域にかかる社会情勢の変化及び関連法令の改正並びに埼玉県地域防災計画等の修正に応じて、常に実情に沿った計画にするため、災対法第42条の規定によって、毎年検討を加え必要な修正を行うとともに、随時必要があると認めたときは、速やかに修正する。

(4) 計画の用語

町及び防災関係機関は、この計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究及び教育訓練を実施して町地域防災計画の習熟に努めるとともに、町の職員、関係行政機関及び関係公共機関その他防災に関する重要な施設管理者に周知徹底を図るとともに、特に必要と認める事項については広く町民に対し周知徹底を図り、もって防災に寄与するよう努める。

(5) 計画の用語

この計画における文字及び漢字の表記は、「公用文の作成要領（内閣官房長官依命通知）」及び「常用漢字表（平成22年内閣告示）」を基本としているが、法令や埼玉県地域防災計画等から引用している場合は、原文の表記をそのまま使用している。

第2 吉見町総合振興計画との関係

1 吉見町総合振興計画の概要

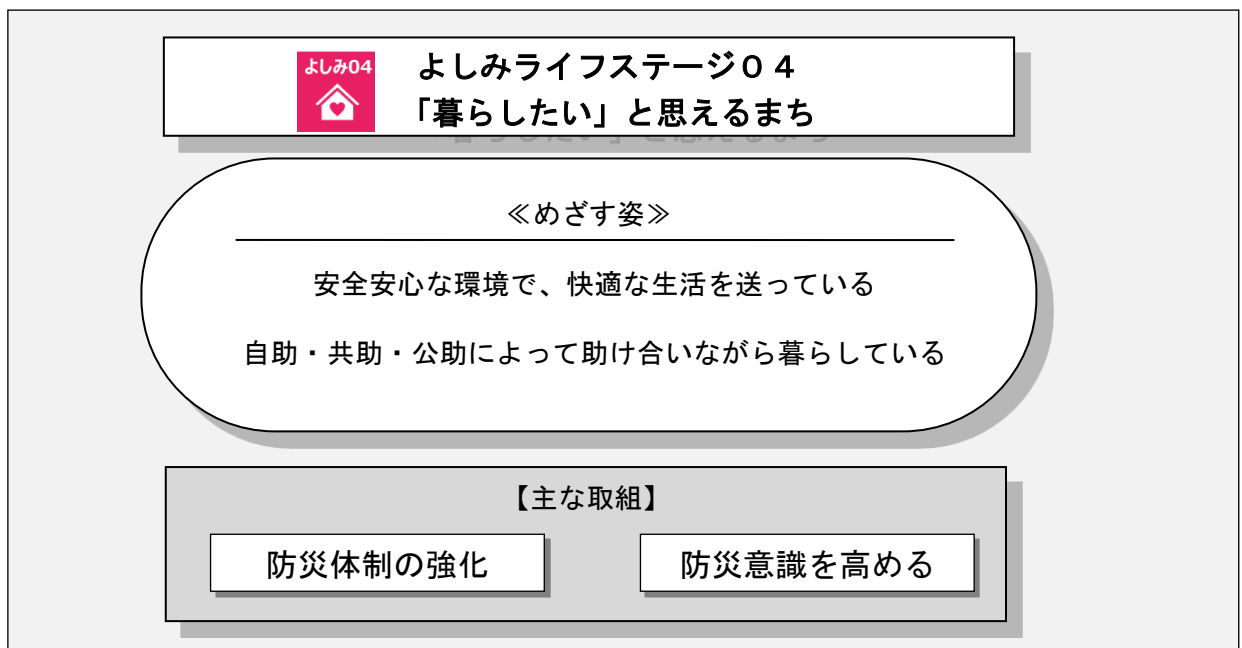
町では、昭和47年（1972年）の第一次総合振興計画の策定以来、これまで六次にわたる総合振興計画の改定が行われている。

現行計画である第六次計画は、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間としており、「未来へつなぐ みんなで安心して暮らせるまち よしみ -20年先への種まき-」を計画の将来像として位置づけている。

2 吉見町総合振興計画における防災施策の体系

町総合振興計画における防災関連施策は、「第3部 第2章 ライフステージ取組 よしみライフステージ04「暮らしたい」と思えるまち」において位置づけられている。その内容は、以下のとおりである。

■防災関連施策の体系



第1編 総則

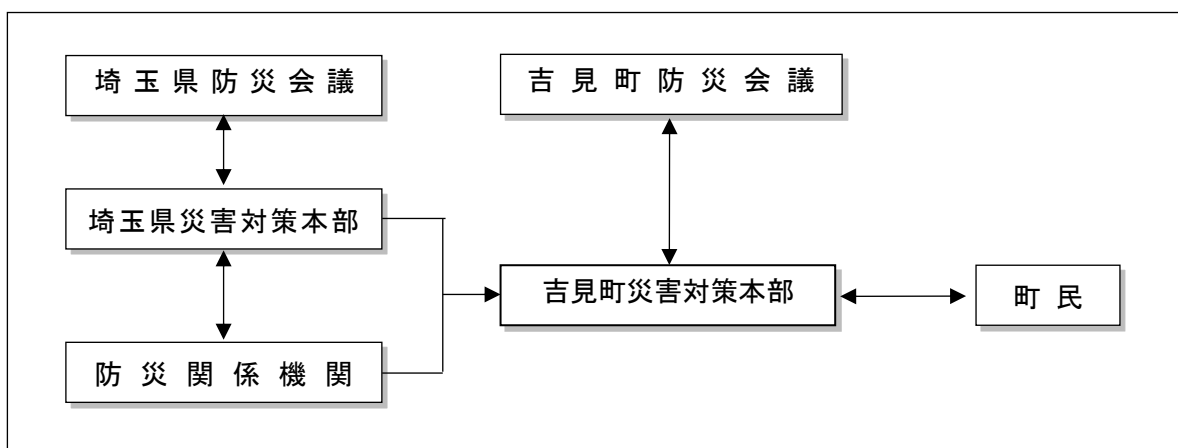
第2節 防災関係機関の役割分担

第2節 防災関係機関の役割分担

第1 地域防災組織

1 吉見町の地域防災組織

町に係る地域防災組織は、次のとおりとする。



2 吉見町防災会議

吉見町防災会議は、災対法第16条及び吉見町防災会議条例に基づき設置され、任務及び組織については、次のとおりである。

(1) 任 務

- ① 吉見町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- ② 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ③ 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- ④ 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(2) 組 織

- ① 防災会議は、町長を会長とし、防災関係機関の長又は職のうちから任命された委員等をもって組織する。
- ② 防災会議の庶務は、総務課において処理する。
- ③ 男女共同参画の視点から防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。
- ④ 町長により任命された防災会議委員の構成は、資料編に記載する。

☞ 【資料 1.1】『吉見町防災会議条例』参照

☞ 【資料 1.2】『吉見町防災会議委員名簿』参照

第2 防災関係機関の業務の大綱

1 町

町は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、町の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

(災対法第5条第1項)

名称	業務の大綱
吉見町	<p>《災害予防》</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災に関する組織の整備に関する事。 (2) 防災に関する訓練の実施に関する事。 (3) 過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事。 (4) 防災に関する物資・資材の備蓄及び整備・点検に関する事。 (5) 防災に関する施設・設備の整備及び点検に関する事。 (6) 広域一時滞在等に関する協定の締結に関する事。 (7) 公共的団体及び住民の自主防災組織の指導育成に関する事。 (8) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関する事。 <p>《災害応急対策》</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 情報の収集、伝達及び被害の調査に関する事。 (2) 警報の伝達及び避難の情報に関する事。 (3) 消防、水防その他応急措置に関する事。 (4) 知事から委任された災害救助法に基づく被災者の救難、救助その他保護に関する事。 (5) 広域一時滞在等に関する事。 (6) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事。 (7) 施設及び設備の応急の復旧に関する事。 (8) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関する事。 (9) 飲料水の供給活動の実施に関する事。 (10) 水道被災施設の応急対応及び復旧活動の実施に関する事。 (11) 前各号のほか、災害の防御又は各災害防止のための措置に関する事。 <p>《災害復旧》</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災施設の復旧に併せ、再度災害発生を防止するための施設の新設及び改良に関する事。 (2) 被災者に対する相談及び援護に関する事。

第1編 総則

第2節 防災関係機関の役割分担

2 消防機関

名称	業務の大綱
比企広域市町村圏組合 比企広域消防本部 (吉見分署) 吉見消防団	(1) 防災に関する予防普及に関すること。 (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。 (3) 避難及び応急救助に関すること。 (4) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (5) 危険物施設の安全管理に関すること(消防本部)。

3 県及び県の機関

県は、基本理念にのっとり、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

(災対法第4条第1項)

名称	業務の大綱
埼玉県	《災害予防》 (1) 防災に関する組織の整備に関すること。 (2) 防災に関する訓練の実施に関すること。 (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。 (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること。 (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。 《災害応急対策》 (1) 警報の発令及び伝達に関すること。 (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。 (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。 (4) 被災者の食料等の確保及び輸送に関すること。 (5) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。 (6) 施設及び設備の応急の復旧に関すること。 (7) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。 (8) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること。 (9) 緊急輸送の確保に関すること。 (10) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること
川越比企地域振興センター	(1) 災害応急対策組織の整備に関すること。 (2) 災害情報の収集及び報告に関すること。 (3) 市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 (4) 災害現地調査に関すること。 (5) 災害対策現地報告に関すること。 (6) 災害応急対策に必要な応援措置に関すること
東松山保健所	(1) 保健衛生関係の情報収集に関すること。

名称	業 務 の 大 綱
	(2) 医薬品等の備蓄・調達に関すること。 (3) 感染症に係る調査指導及び防疫活動に関すること。 (4) 医療機関等の保健医療活動の調整支援 (5) 動物愛護、特定動物飼養施設に関すること。 (6) 飲料水・食品の衛生・指導に関すること
東松山農林振興センター	(1) 農作物、家畜、農地及び農業用施設の被害状況の調査に関すること。 (2) 農業災害融資に関すること。 (3) 主要農産物の種子及び苗の確保に係る連絡調整に関すること。 (4) 農作物病虫害防除対策及び指導に関すること。 (5) 土地改良施設の災害応急対策に係る指導に関すること
東松山県土整備事務所	(1) 降水量、水位等の観測通報に関すること。 (2) 洪水予報及び水防警報の受理並びに通報に関すること。 (3) 水防管理団体との連絡指導に関すること。 (4) 河川、道路、橋りょう等の被害状況の調査及び応急修理に関すること。 (5) 応急仮設住宅の設置及び被災者住宅に関すること
西部教育事務所	(1) 教育関係の被害状況の調査に関すること。 (2) 公・私立学校及び施設の災害応急対策及び指導に関すること。 (3) 応急教育実施の予定場所の指導に関すること。 (4) 教育実施者の確保に関すること。 (5) 応急教育の方法及び指導に関すること。 (6) 教科書及び教材等の配給に関すること。 (7) 指定文化財の保護に関すること。 (8) 被害地学校の保健指導に関すること。 (9) 被害地学校の給食指導に関すること
東松山警察署	(1) 災害情報の収集・伝達及び広報に関すること。 (2) 警告及び避難誘導に関すること。 (3) 人命の救助及び負傷者の救護に関すること。 (4) 交通秩序の維持に関すること。 (5) 犯罪の予防検挙に関すること。 (6) 行方不明者の捜索及び検視（死体見分）に関すること。 (7) 漂流物等の処理に関すること。 (8) その他治安維持に必要な措置に関すること。

4 指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

（災対法第3条第1項）

名称	業 務 の 大 綱
農林水産省 関東農政局	≪災害予防対策≫ (1) ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること。 ≪応急対策≫

第1編 総則

第2節 防災関係機関の役割分担

名称	業務の大綱
	<p>(1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関する事。</p> <p>(2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関する事。</p> <p>(3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事。</p> <p>(4) 営農技術指導、家畜の移動に関する事。</p> <p>(5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関する事。</p> <p>(6) 応急用食料・物資の支援に関する事。</p> <p>(7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防災対策に関する事。</p> <p>(8) 食品の需給・価格動向や表示等に関する事。</p> <p>(9) 関係職員の派遣に関する事。</p> <p>《復旧対策》</p> <p>(1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関する事。</p> <p>(2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事。</p>
東京管区気象台 (熊谷地方気象台)	<p>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事。</p> <p>(2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事。</p> <p>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事。</p> <p>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事。</p> <p>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事。</p>
埼玉労働局 川越労働基準監督署	<p>(1) 工場、事業場における労働災害の防止に関する事。</p> <p>(2) 職業の安定に関する事。</p>
国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所	<p>管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項に関する事。</p> <p>《災害予防》</p> <p>(1) 震災対策の推進</p> <p>(2) 危機管理体制の整備</p> <p>(3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進</p> <p>(4) 防災教育等の実施</p> <p>(5) 防災訓練</p> <p>(6) 再発防止対策の実施</p> <p>《災害応急対策》</p> <p>(1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保</p> <p>(2) 活動体制の確保</p> <p>(3) 災害発生直後の施設の緊急点検</p> <p>(4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保</p> <p>(5) 災害時における応急工事等の実施</p>

名称	業務の大綱
	(6) 災害発生時における交通等の確保 (7) 緊急輸送 (8) 二次災害の防止対策 (9) ライフライン施設の応急復旧 (10) 地方公共団体等への支援 (11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣 (12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣 (13) 被災者・被災事業者に対する措置 ≪災害復旧・復興≫ (1) 災害復旧の実施 (2) 都市の復興 (3) 被災事業者等への支援措置

第1編 総則

第2節 防災関係機関の役割分担

5 自衛隊

名称	業務の大綱
陸上自衛隊 第32普通科連隊	≪災害派遣の準備≫ (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。 (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 (3) 県地域防災計画と合致した防災訓練の実施。 ≪災害派遣の実施≫ (1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、基本理念にのっとり、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。(災対法第6条第1項)

■指定公共機関

名称	業務の大綱
日本郵便(株) (吉見郵便局)	(1) 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。 (2) 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること。
東日本電信電話(株) 埼玉事業部 (株)NTTドコモ	(1) 電気通信設備の整備に関すること。 (2) 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること。 (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること
KDDI(株)	(1) 重要通信の確保に関すること。 (2) 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。
東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社	(1) 災害時における電力供給に関すること。 (2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
日本赤十字社 埼玉県支部	(1) 災害応急救護のうち、医療、助産及び死体の処理(死体の一時保存を除く。)に関すること。 (2) 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整に関すること。 (3) 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に関すること。

■指定地方公共機関

名称	業務の大綱
(一社)埼玉県医師会 (一社)〃歯科医師会 (公社)〃看護協会	(1) 医療及び助産活動の協力に関する事。 (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。 (3) 災害時における医療救護活動の実施に関する事。
(一社)埼玉県トラック協会	(1) 災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関する事。
(一社)埼玉県バス協会	(1) 災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関する事。
武州ガス(株)	(1) ガス供給施設(製造施設を含む。)の建設及び安全保安に関する事。 (2) ガスの供給の確保に関する事。
土地改良区	(1) 防災ため池等の設備の整備と管理に関する事。 (2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関する事。 (3) たん水の防排除施設の整備と活動に関する事。

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の役割

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。(災対法第7条第1項)

また、これらの団体の協力業務として考えられるものは、以下のとおりである。

■公共的団体等の協力業務の例

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。 ➤ 災害時における広報等に協力すること。 ➤ 出火の防止及び初期消火に協力すること。 ➤ 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること。 ➤ 被災者の救助業務に協力すること。 ➤ 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること。 ➤ 被害状況の調査に協力すること。 |
|---|

名称	業務の大綱
埼玉中央農業協同組合	(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 (2) 農作物の災害応急対策の指導に関する事。 (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関する事。 (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事。 (5) 農作物の需給調整に関する事。
吉見町商工会	(1) 町が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、あっせん等の協力に関する事。 (2) 災害時における物価安定についての協力に関する事。 (3) 救助物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんについての協

第1編 総則

第2節 防災関係機関の役割分担

名称	業務の大綱
	力に関すること。
埼玉県農業共済組合	(1) 農作物、園芸、果樹等の被害調査と災害復旧に関すること。 (2) 家畜等の被害調査に関すること。 (3) 農作共済、家畜共済、養蚕共済及び建築物等の共済に関すること。
吉見町建設業協会	(1) 被災住家の修理の協力に関すること。 (2) 道路障害物等の撤去の協力に関すること。 (3) 災害復旧資機材の確保についての協力、あっせんに関すること。
吉見町管工事組合及び吉見町下水道排水設備指定工事店	(1) 災害時における飲料水の供給活動の協力に関すること。 (2) 災害時における上水道被災施設の応急対策及び復旧活動の協力に関すること。 (3) 災害時における下水道被災施設の応急対策及び復旧活動の協力に関すること。
医院等経営者	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 (2) 被災時における病人等の収容、保護に関すること。 (3) 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。
比企医師会	(1) 医療及び助産活動の協力に関すること。 (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 (3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること。
社会福祉施設管理者	(1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 (2) 災害時における収容者の保護に関すること。
金融機関	(1) 被災事業者等に対する資金の融資に関すること。
学校法人	(1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 (2) 被災時における教育対策に関すること。 (3) 被災施設の災害復旧に関すること。
区長会、アマチュア無線クラブ等の団体	(1) 町が実施する応急対策についての協力に関すること。

第3節 町民、自主防災組織、事業所等の役割

東日本大震災や令和元年東日本台風をはじめとする大規模災害で得た最も重要な教訓の一つは、防災活動の基本は、町民一人一人が、防災についての知識と行動力を身に付け、「自助：自らの安全は自らが守る」、「共助：共に協力しあい地域を守る」の考え方のもと、全ての災害に対処することが重要であるということである。

町民はこの原点に立って、日頃から非常食料などを備蓄し、近隣住民と協力して自主的に全ての災害に備えるとともに、災害発生時には町及び防災関係機関が行う消火・救援活動などの防災活動に協力しなければならない。

また、事業所等についても、防火管理体制の強化、防災訓練の実施など、災害に即応できる防災体制の充実に努め、事業所内の安全を確保するとともに、地域住民の防災活動に積極的に協力するよう努めなければならない（災対法第7条：住民等の責務）。

《参考》

◆「自助」、「共助」及び「公助」について

災害は社会全体に影響する事象であるため、防災対策・災害対応においては、その影響を受ける「個人／地域／行政」のそれぞれの役割を明確にし、お互いに補完し合う必要がある。特に、大規模災害の場合、「行政が何とかしてくれるはず」と期待しがちになるが、これまでの大規模災害の教訓が示すように、行政による災害対応には限界がある。

そのため、防災対策・災害対応においては、「個人（自助）／地域（共助）／行政（公助）」の役割分担が重要である。

第1 町民の果たす役割（自助）

町民が、災害による被害を軽減し、及び拡大を防止するために、「自助」・「共助」の理念に基づき、平常時に実施する事項及び災害発生時に実施すべき事項は、次のとおりである。

1 平常時に実施する事項

- 防災に関する知識の習得
- 過去の災害から得られた教訓の伝承
- 火気使用器具等の安全点検と火災予防措置
- 防災用品、非常持出品の準備
- 飲料水、食料及び生活必需品の備蓄（最低3日分（推奨1週間分））
- 避難所、避難路の確認
- 分散避難の検討

第1編 総則

第3節 町民、自主防災組織及び事業所の役割

- 家屋等の耐震性の促進
- 家具類の転倒防止及びガラスの飛散防止対策
- 自動車へのこまめな給油、充電、充填
- ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修
- 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段として、災害用伝言ダイヤル等の手段の確保
- 町や県の実施する防災訓練への参加
- 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（自治会・区長会の活動等）への参加
- 近隣の要配慮者への配慮
- 保険・共済への加入など生活再建に向けた事前の備え
- 家庭や地域での防災総点検の実施
- 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での使用についての準備

2 災害発生時に実施すべき事項

- 正確な情報の把握及び伝達
- 確実な出火防止措置及び初期消火の実施
- 適切な避難の実施（分散避難）
- 自主防災組織等の組織的な応急復旧活動への参加と協力

第2 自主防災組織の果たす役割（共助）

自治会等により組織化された自主防災組織が災害による被害を軽減し、及び拡大を防止するために、「自助」・「共助」の理念に基づき、平常時に実施する事項並びに災害発生時に実施すべき事項は、次のとおりである。

1 平常時に実施する事項

- 防災に関する知識の普及、啓発
- 避難場所、避難路の確認
- 地域内の要配慮者の把握・個別避難計画の作成推進
- 消火訓練の実施
- 避難誘導訓練の実施
- 救援救護訓練の実施
- 診療所・医療機関等の協議
- 地元商店街等の協議
- 防災資機材の備蓄、管理

2 災害発生時に実施すべき事項

- 対策本部の設置、運営及び各班との連絡調整
- 火災の初期消火と町災害対策本部及び関係機関への連絡
- 人員の確認、地域住民の避難誘導
- 要配慮者の安否確認、避難誘導及び安全確保
- 負傷者の救護、医療機関との連携
- 避難所開設への協力
- 避難所運営への積極的な協力
- 被害状況、災害情報の収集・報告・広報
- 救援物資の受入れ、配分
- 飲料水、食料の調達、配分
- 防災資機材の活用

第1編 総則

第3節 町民、自主防災組織及び事業所の役割

第3 事業所等の果たす役割

町内で活動する事業所は、災害時の事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、飲食物・物資等の備蓄、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、飲料水、食料、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、事業所は、各事業所が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。さらに、災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

町及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

1 平常時に実施する事項

■町・商工会が連携して実施する事項

- 事業継続力強化支援計画の策定

■事業所が実施する事項

- 防災責任者の育成
- 建築物の耐震化等による安全性の確保
- 建築物の風水害対策
- 施設、設備の安全管理
- 防災訓練等の実施

- 従業員に対する防災知識の普及
- 自衛消防隊及び自衛水防組織の結成と防災計画（危険物対策、初期消火、救助、避難誘導、帰宅困難者対策等）や浸水防止計画の作成
- 地域防災活動への参加、協力
- 企業の持つ人的・物的資源の活用方法の検討、協力体制の確立（避難場所の提供、救助活動用の資機材の提供、人的支援など）
- 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- 広告、外装材等の落下防止
- 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定
- 事業継続マネジメント（BCM）の推進

《参考》

◆「埼玉県震災予防のまちづくり条例」（平成14年3月29日公布）

（事業者の責務）

第4条 事業者は、地震に備え、その事業所の従業員その他その事業所に存する者の安全を確保するため、当該事業所の施設及び設備の耐震性を確保するとともに、当該事業所における初期消火、救助、避難誘導等の体制を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、地震に備え、その事業所の周辺地域における被害を軽減するため、当該周辺地域の住民等と連携し、及び協力するとともに、その事業活動に当たっては、社会的責任を自覚し、震災の予防に寄与するよう努めなければならない。

《参考》

◆「大規模工場等（※）における努力義務」について

大規模工場等については、水防法第15条の4に基づき、以下の努力義務が定められている。

- 浸水防止計画の作成
- 自衛水防組織による浸水防止対策の実施等
- 訓練の実施

※ 大規模工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの。

第1編 総則

第3節 町民、自主防災組織及び事業所の役割

2 災害発生時に実施すべき事項

- 正確な情報の把握及び伝達
- 出火防止措置、初期消火の実施
- 従業員、利用者等の避難誘導
- 応急救助・救護
- ボランティア活動への支援
- 帰宅困難な従業員への支援
- 重要業務の継続及びそのために必要な措置

第4節 吉見町の防災環境

第1 災害履歴

1 地震災害

(1) 埼玉県

埼玉県に被害を及ぼす地震は、主に相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震と、陸域の様々な深さの場所で発生する地震がある。

相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震としては、1923年の関東地震（関東大震災）(M7.9)があり、県内のほぼ全域で震度5～6の揺れとなり、死者・行方不明者343名などの被害が生じた。

陸域の浅い場所で発生した被害地震としては、1931年の西埼玉地震(M6.9)がよく知られている。この地震により、県内の広い範囲で震度5程度の揺れとなり、町を含む県中部・北部の荒川・利根川沿いの地盤の軟らかい地域を中心に死者11名などの被害が生じた。この地震は、関東平野北西縁断層帯で発生した可能性が指摘されているが、少なくともこの断層帯の固有規模の地震（断層帯で周期的に発生する、その断層帯における最大規模の地震）ではないと考えられている。また、遺跡調査などによると、818年の関東諸国の地震(M7.5以上)による可能性がある地割れや噴砂が、埼玉県や群馬県の遺跡で見出されている。なお、818年の地震は関東平野北西縁断層帯で発生した可能性があるが、少なくともこの断層帯の固有規模の地震ではないと考えられている。また、1649年の武蔵・下野の地震(M7.0±1/4)は立川断層帯で発生した可能性があるが、詳細は不明である。

荒川河口付近で発生した1855年の（安政）江戸地震(M6.9)は、陸域の浅い場所で発生した地震であったか、沈み込んだフィリピン海プレートに関係する陸域のやや深い場所で発生した地震であったか明確でないが、県東部を中心に強い揺れが生じ、大きな被害が生じた。

さらに、沈み込んだ太平洋プレートに関係する陸域の深い場所で発生した地震としては、（明治）東京地震と呼ばれる1894年の地震(M7.0)による被害が知られている。

周辺地域で発生する地震や東海沖など太平洋側沖合で発生するプレート境界付近の地震によっても被害を受けたことがあり、2011年（平成23年）3月11日には三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）が発生し、県内では宮代町で震度6弱を観測、負傷者104人、建物全壊24棟、半壊199棟などの被害が生じた（平成25年3月11日現在、消防庁調べ）。

埼玉県における被害地震は、次に示すとおりである。

(2) 吉見町

過去、町に大きな被害をもたらした地震は、1923年（大正12年）9月1日11時58分、相模湾を震源として発生した関東地震（関東大震災）(M7.9)、1931年（昭和6年）9月21日11

第1編 総則

第4節 吉見町の防災環境

時 20 分、現寄居町付近を震源として発生した西埼玉地震、及び 2011 年（平成 23 年）3 月 11 日 14 時 46 分、宮城県牡鹿半島の東南東沖 130km、仙台市の東方沖 70km の太平洋の海底を震源として発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）がある。

町における被害は、西埼玉地震の場合は、死者 4 人、重傷者 10 人、家屋全壊 65 戸と記録されている（出典：「1931 年西埼玉地震による災害－荒川扇状地周辺の被害状況とその要因－」）。

また、東日本大震災の際は、町の震度は 5 強で、被害の発生状況は、屋根瓦損壊等の被害が 273 件、ブロック塀の倒壊等の被害が 31 件となっている。

■埼玉県における被害地震

発 生 年月日	M	緯度 経度	深さ km	震源地域	被害記述
818.	7.5	36.50 139.50	—	関東諸国	相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野等、山崩れ谷埋まること数里、百姓の圧死者多数。
878.11. 1	7.4	35.50 139.30	—	関東諸国	相模・武蔵が特にひどく、5～6 日震動が止まらなかった。公私の屋舎 1 つ全きものなく、地陥り往還不通となる。圧死者多数。
1615. 6.26	6.5	35.70 139.70	—	江戸	家屋破潰、死傷多く、地割れを生じた。詳縮不明。
1630. 8. 2	6.3	35.75 139.75	—	江戸	江戸城西の丸御門口の石垣崩れ、塀も多少損ず。細川家上屋敷では白壁少々落ち、塀もゆり割れたが下屋敷は異常なし。
1649. 7.30	7.0	35.80 139.50	—	武蔵・下野	川越で大地震、町屋で 700 軒ばかり大破、500 石の村、700 石の村で田畑 3 尺ゆり下る。江戸城二の丸石垣・塀被損、その他城の石垣崩れ、侍屋敷・長屋の破損・倒壊あり、上野東照宮の大仏の頭落ち、日光東照宮の石垣・石の井垣被損し、八王子・伊那で有感、余震日々 40～50 回、死 50 人余。 (埼玉県)川越で被害があったことが最近分かったが、川越付近の地盤の悪さによるところが大きいと思われ、液状化現象らしい点もある。
1703.12.31	8.2	34.7 139.8	—	関東南部	相模・武蔵・上総・安房で震度大、特に小田原付近の被害が大きい。房総でも津波に襲われ多数の死者が出た。江戸の被害も大きかったが、県内の被害の詳細は不明。
1791. 1. 1	6.3	35.80 139.60	—	川越・蕨	蕨で堂塔の転倒、土蔵等の被損。 川越で喜多院の本社屋根など破損。
1854.12.23	8.4	34.00 137.80	—	東海	(埼玉県)推定震度 蕨、桶川、行田 5。
1855.11.11	6.9	36.65 139.80	—	江戸	激震地域は江戸の下町で、中でも本所・深川・浅草・下谷・小川町・曲輪内が強く、山の手は比較的軽かったが土蔵の全きものは 1 つもなかった。民家の壊も多く、14,346 軒という。また、土蔵壊 1,410。地震後 30 余か所から出火し、焼失面積は 2 町(0.2km)×2 里 19 町(10km)に及んだ。幸いに風が静かで大事には至らず翌日の巳の刻には鎮火した。死者は計 1 万くらいであろう。 (埼玉県)推定震度大宮 5、浦和 6。荒川沿いに北の方熊谷あたりまで、土手割れ、噴砂等の被害があった。幸手から松戸付近までの荒川～利根川間の 52 ケ村総家数 5,041 軒中、壊家 17 軒、人家・土蔵・物置等壊同然 3,243 軒。(村ごとの被害率 9～73%)。ほとんどは液状化による被害か。越谷土蔵の小被害。蕨で宿壊 3 軒。土蔵は全て瓦壁土落ちる。家の大破 33 軒、死 1、傷 1。見沼代用水の堤も多くの損害。行田で壊。半壊 3。土蔵は所々で大破、壁落等あり。
1859. 1.11	6.0	35.90 139.70	—	岩槻	居城本丸櫓、多門その他所々被損、江戸・佐野・鹿沼で有感。
1894. 6.20 (M27)	7.0	35.70 139.80	—	東京湾北部	被害の大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽く、安房、上総は震動がはるかに弱かった。東京府で死者 24、負傷 157 人。家屋全半壊 90、破損家屋 4,922、煙突倒壊 376、煙突亀裂 453、地面の亀裂 316 か所。 (埼玉県)埼玉県は南部で被害があった。飯能では山崩れ(幅 350 間(約 630m))あり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊 10、家屋破損 5、川口で家屋・土蔵の破損 25。南平柳村で家屋小破 50、土蔵の大破 3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。

発生年月日	M	緯度 経度	深さ km	震源地域	被害記述
1894. 10. 7 (M27)	6. 7	35. 60 139. 80	—	東京湾北部	芝区桜川町・赤坂溜池・下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。南足立郡小台村は震動やや強く、練瓦製造所の煙突3本折れ、屋根、壁等小破多し。
1923. 9. 1 (T12)	7. 9	35. 20 139. 30	—	関東南部	死者99,331名、負傷者103,733名、行方不明者43,476名、家屋全壊128,266軒、半壊126,233軒、焼失447,128軒、流出868軒。 (埼玉県)死者316名、負傷者497名、行方不明者95名、家屋全壊9,268軒、半壊7,577軒
1924. 1. 15	7. 3	35. 50 139. 20	—	丹沢山地	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋のなかには関東地震後の家の修理が十分でないことによるものが多い。
1931. 9. 21 (S6)	6. 9	36. 15 139. 23	0	埼玉県北部	(埼玉県)死者11人、負傷者114人、全壊家屋172戸、中北部の荒川、利根川沿の沖積地に被害が多い。
1968. 7. 1 (S43)	6. 1	35. 59 139. 26	50	埼玉県中部	深さが50kmのため、規模の割りに小被害で済んだ。東京で負傷6名、家屋一部破損50、非住家破損1、栃木で負傷1名。
1989. 2. 19 (H1)	5. 6	36. 01 139. 54	54	茨城県 南西部	茨城県、千葉県で負傷者2人、火災2件。他に塀、車、窓ガラス破損、熊谷で震度3。
2011. 3. 11 (H23)	9. 0	38. 06 142. 51	24	三陸沖	東北地方を中心に死者15,883名、行方不明2,676名、負傷者6,144名。 (埼玉県)最大震度6弱(宮代町)、負傷者104名、全壊24棟、半壊194棟、一部破損16,161棟、火災発生12件

資料)「埼玉県地域防災計画(資料編)」(令和3年3月、埼玉県防災会議)

2 水害

町は、三方を荒川及びその支川の市野川、さらに、その支川の滑川に囲まれており、以前よりたびたび洪水被害が発生した。近年になり、ダムや堤防の整備等により大規模な洪水被害の発生は少なくなっている。

なお、町では、荒川、市野川及び和田吉野川の洪水浸水想定区域図を用いて「吉見町防災ハザードマップ」を作成し、町民へ配布している。

町における過去の主な水害は、以下のとおりである。

■水害履歴

発生年月日	種類	内容
昭和13年9月 1日	台風	丘陵地帯を除き吉見全域床上浸水2,500戸、農作物全滅
昭和41年9月25日	台風第26号	全壊家屋28棟、半壊家屋56棟、物置及び作業所170棟
昭和46年8月31日	台風第23号	冠水面積 水稻180ha、桑畑35ha
昭和47年9月16日	台風第20号	冠水面積 水稻180ha、桑畑30ha、野菜12ha
昭和49年9月 1日	台風第16号	冠水面積 水稻110ha、桑畑75ha、野菜12ha
昭和50年8月23日	台風第6号	冠水面積 水稻10ha
昭和57年9月12日	台風第18号	全壊家屋1棟、床上浸水15棟、床下浸水33棟、河川被害1か所、がけ崩れ12か所、田畑の冠水面積265ha、避難人員65名
昭和58年8月15日	台風第5、6号	田畑の冠水面積240ha
昭和60年6月30日	台風第6号	田畑の冠水面積221ha
昭和63年8月10日	大雨	床下浸水2棟

第1編 総則

第4節 吉見町の防災環境

発生年月日	種類	内容
平成 2年11月28日	台風第 28 号	冠水面積 イチゴ（ビニールハウス）72ha、麦 217ha
平成 8年 9月21日	台風第 17 号	床下浸水 1 棟
平成19年 9月 7日	台風第 9 号	田の冠水面積 5ha 道路冠水 4 か所
平成23年 7月19日	台風第 6 号	床下浸水 1 棟
令和元年10月12日 ～13日	台風第 19 号	床上浸水 10 棟、床下浸水 12 棟 護岸の破損 1 か所、法面地すべり 2 か所 農業被害 イチゴ 2.4ha、大豆 6.5ha 避難人員 2,282 人

資料)「被害状況調書」(町資料)

3 土砂災害

町には、西部丘陵地の周辺地域を中心に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を受けた区域が 37 か所ある。

町では、これまでのところ、土砂災害による人的・住居家屋に関する被災記録は残されていない。

なお、町では、土砂災害が懸念される地域の住民が、日頃の備えと早めの避難に対応できるように、土砂災害警戒区域等について「吉見町防災ハザードマップ」を作成し、町民へ配布している。

4 雪害・ひょう害

県における降雪は、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により発生することが多い。県では、平成 26 年 2 月 8 日から 9 日、同月 14 日から 15 日にかけて大量の雪が降り、15 日に秩父で 98 cm、熊谷で 62 cmの積雪を記録したが、これは、熊谷地方気象台が降雪の深さの観測を開始した明治 29 年以降で最大の積雪となった。

町における雪害・ひょう害の発生履歴は、次のとおりである。

■雪害・ひょう害履歴

発生年月日	種類	内容
昭和 44 年 3 月 12 日	雪害	豪雪により施設ハウス倒壊（倒壊面積 2.7ha）
昭和 49 年 5 月 27 日	ひょう害	被害面積 野菜 10ha、果樹 9ha、麦 2ha
昭和 49 年 6 月 6 日		
平成 26 年 2 月 14・15 日	雪害	農業被害（ハウス）約 90 件

発生年月日	種類	内容
		その他被害（カーポート等）約360件

5 竜巻被害

竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻で、多くの場合、ろうと状又は柱状の雲を伴い、直径数十メートル以上で、数キロメートルにわたって移動し、被害地域は帯状になる特徴がある。年間を通じて、いつでもどこでも発生するが、時期的には台風シーズンである9月に最も多く、地理的には関東平野や沿岸域が多い。

県内では、平成25年9月2日の竜巻によりさいたま市・越谷市・松伏町が被災し、また、9月15日から16日にかけての台風第18号に伴う竜巻により熊谷市・行田市・滑川町が被災した。

さらに、令和2年7月25日に発生した竜巻により三郷市が被災した。

町では、これまでのところ、昭和45年8月21日の台風第10号による風害の発生記録は残されているが、竜巻による被災記録は残されていない。

6 広域放射能汚染

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が大気中に放出され、県においても広域放射能汚染が発生した。文部科学省が実施した航空機モニタリングの結果、県内では、三郷市と吉川市の東部に放射能汚染地域があり、西部の秩父市にホットスポットの広がり認められたが、町を含む県内の多くの地域は、毎時0.1マイクロシーベルト以下だった。

町では、平成23年6月から令和3年2月まで、町内の大気中の放射線量の測定を、町役場、保育所、幼稚園、小・中学校、ふれあい広場等で定期的に行っていたが、測定値はいずれの地点も、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告に基づく一般公衆の線量限度である年間1ミリシーベルトを下回っている。

《参考》

◆「マイクロシーベルト/時」と「年間ミリシーベルト」との関係

1年の間、屋外に毎日8時間、屋内に毎日16時間いると仮定し、木造の建屋の遮蔽係数0.4とした場合、以下の関係となる。

0.1（マイクロシーベルト/時）は、年間約0.5（ミリシーベルト）

0.2（マイクロシーベルト/時）は、年間約1.0（ミリシーベルト）

第2 自然環境の特性

1 地形・地質

(1) 地形

町の地形は変化に富んでいる。比企丘陵の東に位置する吉見丘陵地と、荒川沿いに発達する荒川低地に大きく区分される。特に田甲・黒岩・和名・久米田地区付近を境に、西部は山地・丘陵地及び台地が発達し、東部側は氾濫平野や旧河道が多く見受けられ、旧河道に沿って自然堤防が発達していることが分かる。また、旧河道が自然堤防の間に認められ、荒川低地が荒川の氾濫などにより形成されたことがうかがえる。

土地利用の現況と地形分類とを重ねてみると、西部の土地利用は農業用地のほかに、住宅用地、工業用地などが混在している。

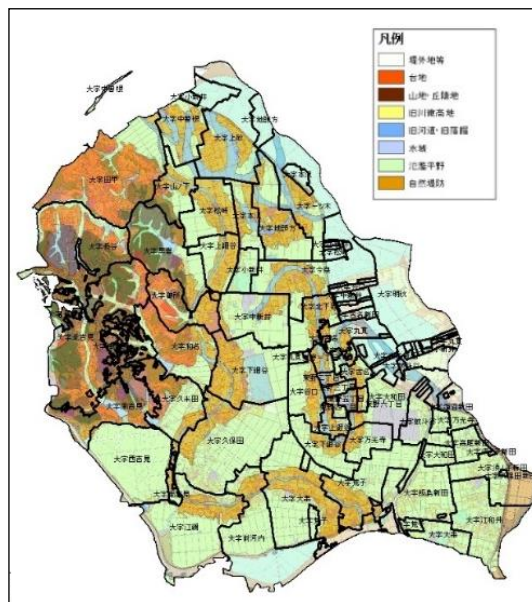
東部の土地利用は自然堤防の範囲に住宅用地や公共施設用地の利用が多くみられ、平野部でも微高地に集落を形成するなど災害防止に人々の知恵が生かされていると考えられるが、一部、旧河道上にも住宅用地などの利用が見受けられ、大雨による浸水被害を受ける可能性があると考えられる。

(2) 地質

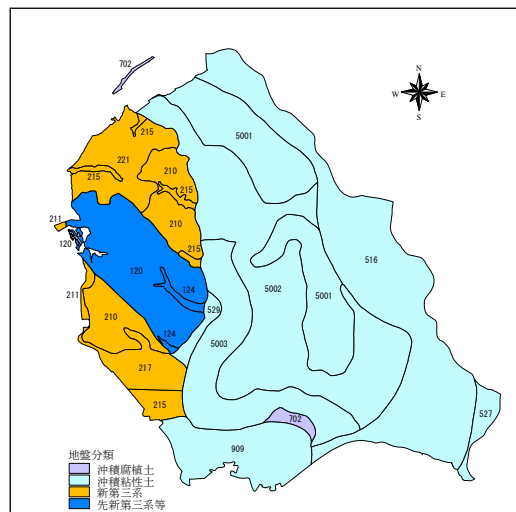
町の地質は、平野部では砂・泥質からなる沖積層が広がり、西部の丘陵地では第三紀層により形成されている。

■地形分類図

(土地利用現況図の重ね合わせ)



■地盤分類図



2 活断層

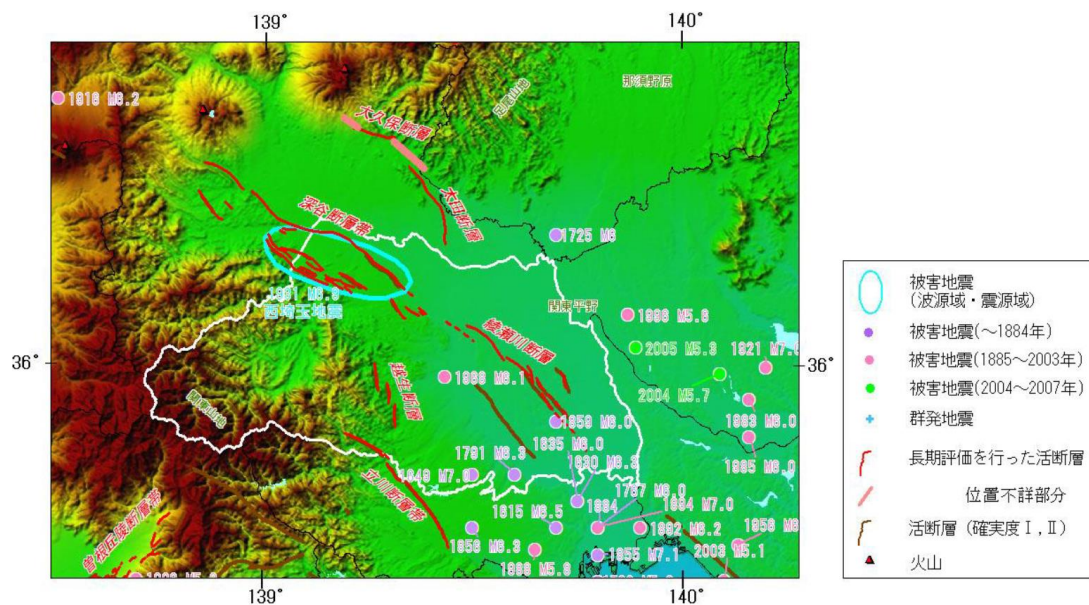
県内の活断層で発生したとみられる地震としては、1931年の西埼玉地震が挙げられるが、地震断層の出現は確認されておらず、どの活断層が活動したかは特定されていない。

活断層の活動の度合いをA級（千年当たりの変位量が1m以上10m未満）、B級（千年当たり10cm以上1m未満）、C級（千年当たり1cm以上10cm未満）と区分的ことが多いが、県内には最も活動度が高いA級の活断層はなく、全てB級ないしC級と推定される。これらの活断層の活動間隔は数千年のオーダーと考えられる。

なお、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会は、発生すると地震の規模が大きく、社会的・経済的影響が大きいと考えられる全国の主要な98の断層帯について震源断層の位置や形状を調査し、その結果を長期評価として公表している。

埼玉県及びその周辺の活断層の位置図及び評価の概要を次に示す。

■埼玉県の活断層



資料)「埼玉県地域防災計画 (資料編)」(令和3年3月、埼玉県防災会議)

■地震調査研究推進本部が公表した埼玉県内の断層帯の評価の概要

断層帯名	長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な活断層における想定的評価(※)	地震発生確率			地震後経過率	平均活動間隔
			ランク	30年以内	50年以内		100年以内
深谷断層帯	7.9程度	Aランク	ほぼ0%~0.1%	ほぼ0%~0.2%	ほぼ0%~0.5%	0.2~0.6	10,000年~25,000年程度 約6,200年前以後~約5,800年前以前
綾瀬川断層 (鳥巢-伊奈区間)	7.0程度	Bランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.1~0.3	45,000年~71,000年程度 約15,000年前以後~約9,000年前以前
綾瀬川断層 (伊奈-川口区間)	7.0程度	Xランク	不明	不明	不明	不明	不明 不明
立川断層帯	7.4程度	A*ランク	0.5%~2%	0.8%~4%	2%~7%	0.9~2.0	10,000年~15,000年程度 約20,000年前~13,000年前
越生断層	6.7程度	Xランク	不明	不明	不明	不明	不明 不明

※活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1~3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記している。地震後経過率が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。

資料)「埼玉県地域防災計画 (資料編)」(令和3年3月、埼玉県防災会議)

第1編 総則

第4節 吉見町の防災環境

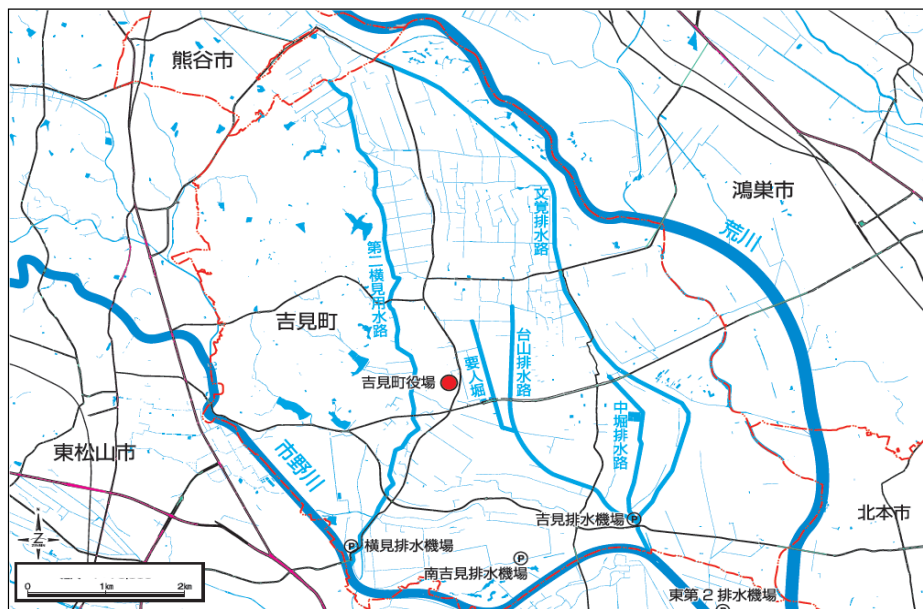
3 河川

町を流れる主な河川は、町の東側に県を代表する一級河川である荒川が流れ、町の西側を東松山市との境界に沿って荒川水系の一級河川である市野川及びその支川である一級河川の滑川が流れている。

荒川は、昭和16年までは町と鴻巣市及び北本市との境界に沿って流れていたが、たびたび繰り返される洪水被害に対処するため、流路自体の移動を含めた大幅な改修工事が実施され現在の流れとなった。それに伴い、旧荒川の流路にあった久保田新田や蓮沼新田は堤内地になり、良好な耕作地として生まれ変わった。また、旧荒川の河川敷には、新たに総合運動公園等が設置され、四季を通じて人々に利用されている。

市野川についても過去度重なる水害により多くの被害をもたらしてきたが、改修工事（昭和7年12月着工、昭和11年10月竣工）が実施され、堤防上には桜並木やふるさと歩道ができ、人々の憩いの場として親しまれている。

■町の主な河川及び水路



4 気象

町の最寄りの気象官署である熊谷地方気象台において観測された降水量、気温及び風向風速について、観測史上上位5位までの観測値は、次のとおりである。

降水量について、日降水量の最大値は、1982年（昭和57年）9月12日に台風第18号により記録した301.5mmである。1時間降水量の最大値は、1943年（昭和18年）9月3日に記録した88.5mmである。また、年降水量の最大値は1998年（平成10年）の1870mm、最小値は1984年（昭和59年）の713mmである。

気温について、日最高気温の最高値は2018年（平成30年）7月23日に記録した41.1℃、日最低気温の最低値は1919年（大正8年）2月9日に記録した-11.6℃である。

風向・風速については、日最大風向・風速の最大値は、1900年（明治33年）9月28日に記録した西の風31.7m/s、日最大瞬間風向・風速の最大値は、1966年（昭和41年）9月25日に記録した南東の風41.0m/sである。

■観測史上1～5位の値（年間を通じての値）

順位 要素名	1位	2位	3位	4位	5位	統計 期間
日降水量 (mm)	301.5 (1982/9/12)	292.4 (1947/9/15)	277.2 (1958/9/26)	267.1 (1966/6/28)	255.1 (1941/7/22)	1896/12 2021/12
日最大10分間降水量 (mm)	50.0 (2020/6/6)	35.8 (1943/9/3)	35.3 (1947/6/8)	34.3 (1942/7/7)	33.5 (2008/8/16)	1937/1 2021/12
日最大1時間降水量 (mm)	88.5 (1943/9/3)	85.0 (1976/6/15)	84.6 (1927/7/31)	76.0 (1995/8/22)	75.8 (1955/7/22)	1915/6 2021/12
年降水量の 多い方から(mm)	1870.0 (1998)	1832.5 (1991)	1803.3 (1950)	1719.5 (1941)	1685.8 (1915)	1896年 2021年
年降水量の 少ない方から(mm)	713.0 (1984)	738.3 (1933)	805.5 (1973)	877.7 (1962)	885.0 (1978)	1896年 2021年
日最高気温の 高い方から(℃)	41.1 (2018/7/23)	40.9 (2007/8/16)	39.9 (1997/7/5)	39.8 (2011/6/24)	39.7 (2000/9/2)	1896/12 2021/12
日最低気温の 低い方から(℃)	-11.6 (1919/2/9)	-10.5 (1954/1/27)	-10.4 (1925/1/31)	-9.8 (1923/1/26)	-9.8 (1918/12/12)	1896/12 2021/12
日最大風速・風向 (m/s)	31.7 西 (1900/9/28)	22.8 南東 (1966/9/25)	21.5 西北西 (1915/2/4)	21.1 南 (1959/9/27)	20.5 西 (1917/10/1)	1896/12 2021/12
日最大瞬間風速・風向 (m/s)	41.0 南東 (1966/9/25)	31.9 北西 (1996/7/3)	31.6 南 (1959/9/26)	31.4 南南東 (1979/10/19)	31.3 南東 (2018/10/1)	1940/1 2021/12

資料) 熊谷地方気象台（埼玉県熊谷市桜町1-6-10、明治29年12月観測開始）

第3 社会環境の特性

1 人口

(1) 人口・世帯数の推移

国勢調査による町の人口の推移は、平成12年の22,246人をピークに以後減少に転じ、令和2年10月1日現在18,192人となっている。

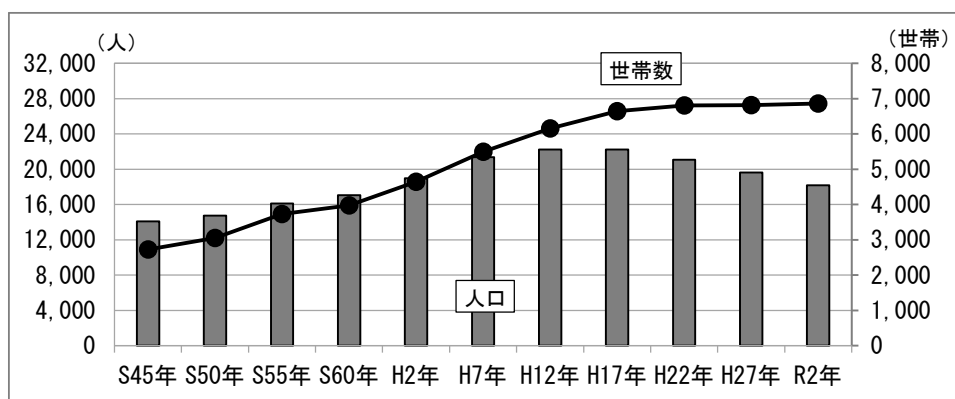
それに対し世帯数は、核家族化の傾向を反映して増加傾向を示しているが、その割合は徐々に低下しており、令和2年10月1日現在6,864世帯となっている。

■人口・世帯数等の推移

[国勢調査、各年10月1日現在]

年	区分	世帯数	人口	1世帯当たり 人員	人口密度 (人/km ²)
昭和45年		2,722	14,072	5.2	364.3
昭和50年		3,051	14,724	4.8	381.2
昭和55年		3,717	16,107	4.3	417.0
昭和60年		3,971	17,043	4.3	441.2
平成2年		4,643	18,991	4.1	491.6
平成7年		5,497	21,371	3.9	553.2
平成12年		6,158	22,246	3.6	575.9
平成17年		6,642	22,217	3.3	575.1
平成22年		6,804	21,079	3.1	545.7
平成27年		6,834	19,631	2.9	508.0
令和2年		6,864	18,192	2.7	470.8

■人口・世帯数の推移



■人口と世帯数等

[住民基本台帳、令和3年12月1日現在]

世帯数 (世帯)	人口 (人)			1世帯当たり 人員	人口密度 (人/km ²)
	計	男	女		
7,803	18,693	9,407	9,286	2.4	483.8

注)「人口密度」は、町の面積38.64km²を用いて算出した。

(2) 年齢別人口

町の年齢別人口の割合は、年少人口が8.26%、生産年齢人口が57.95%、老年人口が33.79%であり、人口の約3.0人に1人が65歳以上となっている。

■年齢別人口 [住民基本台帳、令和3年12月1日現在]

区分		総数(人)	構成比(%)	男(人)	女(人)
年少人口	0～14歳	1,544	8.26	807	737
生産年齢人口	15～64歳	10,832	57.95	5,625	5,207
老年人口	65歳以上	6,317	33.79	2,975	3,342
	(75歳以上)	(2,787)	(14.91)	(1,187)	(1,600)
合計		18,693	100	9,407	9,286

(3) 昼夜別人口

町の常住人口(夜間人口)は19,631人であるが、昼間人口は17,230人と常住人口に比べ2,401人少ない。

■昼間人口 [国勢調査、平成27年10月1日現在]

区分	総数(人)	通勤者(人)	通学者(人)	備考
流入人口	5,220	5,111	109	
流出人口	7,621	6,648	973	
常住人口	19,631	—	—	夜間人口
昼間人口	17,230	—	—	

注1) 就業者は、15歳以上のみ。通学者は15歳未満を含む。

注2) 「流出人口」とは、町から他の地域へ通勤・通学している人口、「流入人口」とは他の地域から町へ通勤・通学している人口のことをいう。

注3) 令和4年7月に令和2年調査の値が公表される予定。

(4) 町外への通勤者及び通学者数

首都圏の昼間の時間帯で大規模な地震が発生した場合、町外へ通勤・通学する者は、帰宅困難になる可能性がある。町から町外への通勤者及び通学者の総数は7,698人で、そのうち県外へは1,046人が通勤通学している。

第1編 総則

第4節 吉見町の防災環境

■町からの就業・通学者数（15歳以上） [国勢調査、平成27年10月1日現在]

区分	計	就業者	通学者
当地に常住する就業者・通学者	11,559	10,451	1,108
自町で従業・通学	3,672	3,530	142
他市区町村で従業・通学	7,698	6,742	956
県内	6,551	5,832	719
東松山市	1,693	1,614	79
川越市	549	467	82
鴻巣市	535	456	79
さいたま市	449	387	62
熊谷市	402	354	48
その他	2,923	2,554	369
県外	1,046	816	230
東京都	849	638	211
特別区部	753	581	172
その他	96	57	39
その他県	197	178	19

注1) 従業地・通学地「不詳」を除く。

注2) 15歳以上の集計のため、流出人口とは一致しない。

注3) 令和4年7月に令和2年調査の値が公表される予定。

(5) 要配慮者人口

町の要配慮者の人口については、住民基本台帳、要介護認定及び障害者手帳で把握可能な要配慮者について次のとおり整理した。

① 高齢者

町の65歳以上の高齢者は、令和2年10月1日現在6,317人で全体の33.79%を占め、75歳以上の高齢者は2,787人で全体の14.91%となっている。また、要介護認定者数は、884人となっている。

② 乳幼児

町の6歳未満の乳幼児は、令和2年10月1日現在498人で全体の2.66%となっている。

③ 障がい者

町の障がい者人口は、令和3年4月1日現在991人となっている。

④ 外国人

町の外国人の人口は、令和2年10月1日現在172人で全体の0.92%となっている。避難所における通訳ボランティアの協力が必要な対象者である。

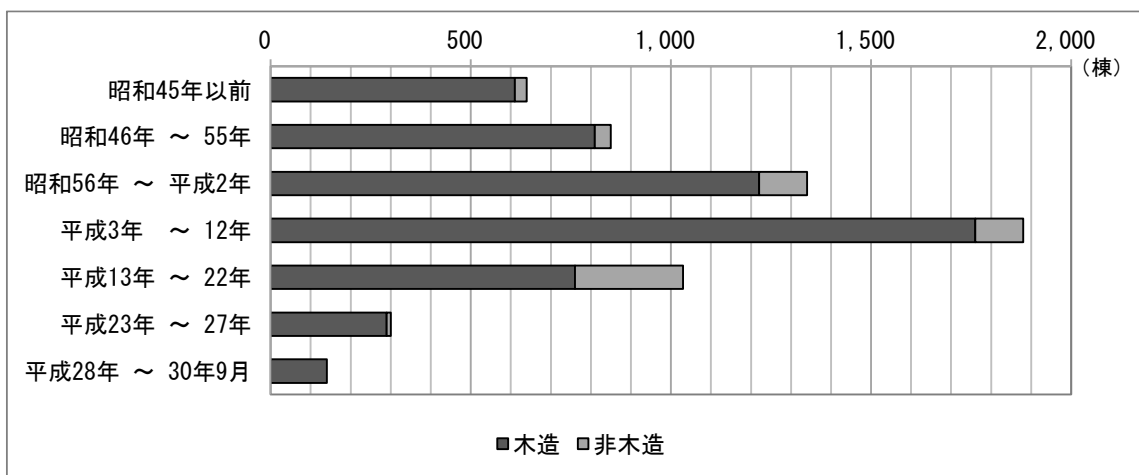
2 建物

建築基準法は、昭和46年に十勝沖地震（昭和43年）を教訓に見直しが行われ、より高い安全性を求めて基準を補足し修正された。さらに、昭和56年に宮城県沖地震（昭和53年）を教訓に、新耐震設計法が抜本的に見直され、耐震設計基準が大幅に改正された。新耐震設計基準による建物は、阪神・淡路大震災においても被害が少なかった。

町の住宅棟数は、平成30年10月1日現在、全部で6,840棟あり、そのうち耐震上問題が懸念される昭和55年以前に建築された住宅は1,500棟で全体の約21.9%を占めている。なかでも昭和45年以前に建築された住宅は640棟で全体の約9.4%となっている。

町の住宅について、建築時期別、構造別、建て方別に集計した結果を次に示す。

■ 建築時期別、建物構造別住宅棟数 [住宅・土地統計調査、平成30年10月1日現在]



第1編 総則

第4節 吉見町の防災環境

■町の建築時期別、構造別、建て方別住宅数 [住宅・土地統計調査、平成30年10月1日現在]

区 分	総数	一戸建	長屋建	共同住宅			その他
				総数	1～2階建	3～5階建	
<住宅総数>	6,840	6,220	580	30	30	-	10
昭和45年以前	640	620	-	20	20	-	-
昭和46年～55年	860	830	-	20	20	-	10
昭和56年～平成2年	1,340	1,300	40	-	-	-	-
平成3年～12年	1,880	1,770	110	-	-	-	-
平成13年～22年	1,020	790	240	-	-	-	-
平成23年～27年	300	300	-	-	-	-	-
平成28年～30年9月	140	140	-	-	-	-	-
<木造>	6,060	6,040	20	-	-	-	-
昭和45年以前	610	610	-	-	-	-	-
昭和46年～55年	810	810	-	-	-	-	-
昭和56年～平成2年	1,220	1,220	-	-	-	-	-
平成3年～12年	1,760	1,760	-	-	-	-	-
平成13年～22年	760	760	-	-	-	-	-
平成23年～27年	290	290	-	-	-	-	-
平成28年～30年9月	140	140	-	-	-	-	-
<非木造>	780	180	560	30	30	-	10
昭和45年以前	30	10	-	20	20	-	-
昭和46年～55年	40	20	-	20	20	-	10
昭和56年～平成2年	120	80	40	-	-	-	-
平成3年～12年	120	10	110	-	-	-	-
平成13年～22年	270	30	240	-	-	-	-
平成23年～27年	10	10	-	-	-	-	-
平成28年～30年9月	-	-	-	-	-	-	-

注1) 「共同住宅」とは1棟の中に2つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共用しているものや2つ以上の住宅を重ねて建てたものをいい、「長屋」とは2つ以上の住宅を1棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているものをいう。

注2) 各欄の住宅数は、概数としているため総数と一致しないことがある。

3 道路交通

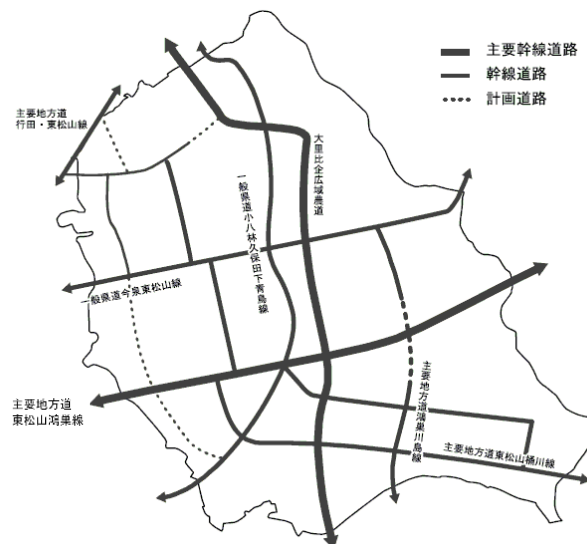
(1) 道路

町の道路網は、東西に主要地方道東松山鴻巣線、南北に町道 101 号線（大里比企広域農道）を基軸として、その他の県道、主要町道により構成されている。

主要地方道東松山鴻巣線流川地内のバイパスの開通により関越自動車道や坂戸方面へのアクセスが大幅に向上している。さらに、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）や上尾道路などの県内広域交通網の整備により交通量の増加が予想されることから、東松山鴻巣線の 4 車線化が進められている。

また、町道 101 号線（大里比企広域農道）は、市野川大橋の耐震補強や舗装修繕により安全性が保たれているが、広域を連結している路線のため、大型車両の通過交通量が非常に多く、その性質は、県道と同等以上のものとなっている。

■町の主要道路



(2) 橋梁

町は、隣接する鴻巣市及び北本市とは荒川を介して、東松山市とは市野川及びその支川の滑川を介して、また、川島町とは市野川を介して接している。

各河川に架かる橋梁は、荒川については、鴻巣市との間に御成橋（主要地方道東松山鴻巣線）、糠田橋（主要地方道鴻巣川島線）が、北本市との間に荒井橋（主要地方道東松山桶川線）が架けられている。

市野川については、東松山市との間に市野川橋（町道 112 号線）、城南新宿橋（主要地方道東松山鴻巣線）及び慈雲寺橋（一般県道小八林久保田下青鳥線）が、川島町との間に市野川大橋（町道 101 号線【大里比企広域農道】）及び徒歩橋（主要地方道鴻巣川島線）が架けられている。また、滑川については、東松山市との間に不動橋（一般県道今泉東松山線）が架けられている。

第1編 総則

第4節 吉見町の防災環境

(3) バス

町内には鉄道路線がないため、町民は、町外への移動手段の一つとして路線バスを利用している。

路線バスは、最寄りの鉄道路線駅である東武東上線東松山駅（東松山市）、JR高崎線鴻巣駅（鴻巣市）及び北本駅（北本市）のほか、西武新宿線本川越駅及び東武東上線・川越線川越駅（川越市）方面に行く路線も町内を運行している。

町内を運行している路線バスの概要は、次のとおりである。

■路線バスの運行概要

バス名	運行コース（停留所等）概要
川越観光バス	東松山駅 - いちごの里よしみ - 鴻巣駅 - 免許センター 北本駅 - 荒川荘
東武バスウエスト	川越駅 - 本川越駅 - 鴻巣駅 - 免許センター 川越駅 - 本川越駅 - 新荒子

(4) デマンド型交通

平成31年1月より、これまで運行していた巡回バスを廃止し、デマンド型交通の運行を開始している。

デマンド型交通は、利用者の事前予約（デマンド）に応じて、運行経路、出発時刻などを決定して運行する予約型乗合タクシーで、同じ方面に行く人が途中で乗ったり、降りたりしながら、みんなで乗り合って目的地まで移動するものである。

行き先は、町内全域と町外の一部指定した病院及び商業施設となっている。

4 土地利用

町の土地利用を地目別面積の割合で見ると、その他を除くと田が24.12%と最も大きく、次が畑で21.64%となっている。以下順に宅地の12.42%、山林の4.61%、雑種地の4.04%となっており、農地が全体の約46%を占めている。

また、地目別面積について最近8年間の変化を見ると、減少傾向にあるのが田、山林及び原野、雑種地で、増加傾向にあるのが畑、宅地であるが、その変化割合はわずかであり、大きな変化は見られない。

■地目別面積

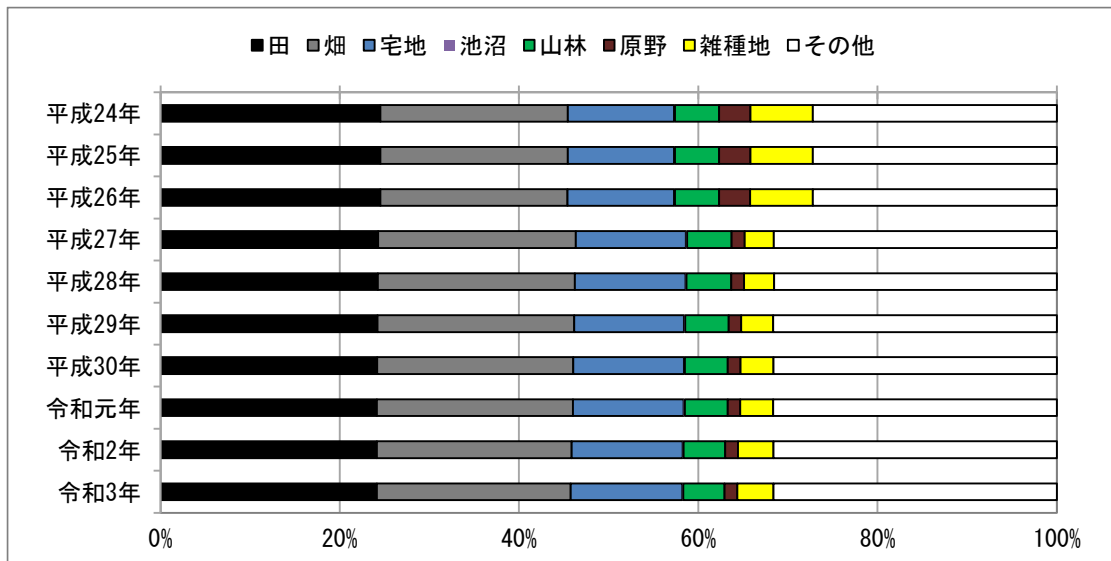
[令和3年1月1日現在]

地目	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	合計
面積 (km ²)	9.32	8.36	4.81	0.05	1.78	0.55	1.56	12.22	38.64
比率 (%)	24.12	21.64	12.42	0.13	4.61	1.42	4.04	31.62	100.00
面積推移	0.98	1.04	1.05	1.00	0.94	0.41	0.58	1.16	—

注) 「面積推移」欄は、平成24年から令和3年まで8地目ごとの面積の変化率を示す。

資料) 税務会計課「固定資産税概要調書」

■地目別面積の推移



資料) 税務会計課「固定資産税概要調書」(各年1月1日現在)

第1編 総則

第5節 計画の前提条件及び基本方針

第5節 計画の前提条件及び基本方針

第1 地震被害想定

町に係る地震被害想定については、県が実施した「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月）を参考に、以下のように設定した。

1 想定地震

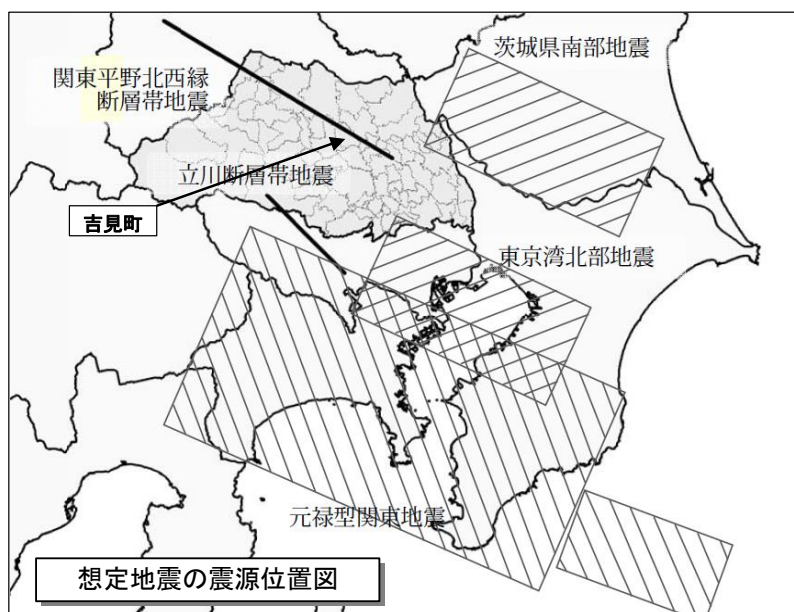
中央防災会議や地震調査研究推進本部の成果を参考に県が想定した地震を次に示す。

■想定地震とその概要

地震のタイプ	想定地震名	マグニチュード	想定概要
海溝型地震	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
	茨城県南部地震	7.3	
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
活断層型地震	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：0%～0.008%
	立川断層帯地震	7.4	最近の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%

注) ※は地震調査研究推進本部による長期評価を参照にしたものである。

資料) 「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月、埼玉県）



資料) 「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月、埼玉県）

2 想定結果

県が想定した5つの地震による被害想定結果を次に示す。

このなかで、町に最も大きな地震被害をもたらすと考えられるのは、「関東平野北西縁断層帯地震」であり、次に大きな被害をもたらすのは、「茨城県南部地震」である。

なお、県が防災対策の対象としている「東京湾北部地震」による町への影響については、前述の2つの地震に比べると、上下水道被害及び帰宅困難者数を除いて大きな被害の発生は予測されていない。

■吉見町における地震被害想定結果（各想定地震とも被害想定 of 最大値を記載）

項目	予告内容		単位	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震	立川断層帯地震	
震度	最大震度		—	5強	5強	5強	7	6弱	
液状化	高い地域	面積	km ²	0.424	0.000	0.000	16.787	0.000	
		面積率	%	1.0	0.0	0.0	43.3	0.0	
建物被害	全壊 (揺れ+液状化)	全壊棟数	棟	0	45	5	1,715	0	
		全壊率	%	0.0	0.47	0.05	17.92	0.00	
	半壊 (揺れ+液状化)	半壊棟数	棟	2	79	8	1,415	4	
		半壊率	%	0.02	0.82	0.08	14.79	0.04	
	全壊 (急傾斜地崩壊)	全壊棟数	棟	0	0	0	2	0	
		全壊率	%	0.00	0.00	0.00	1.64	0.13	
	半壊 (急傾斜地崩壊)	半壊棟数	棟	0	0	0	5	0	
		半壊率	%	0.00	0.00	0.00	3.83	0.31	
	焼失	焼失棟数	棟	0	0	0	48	1	
		焼失率	%	0.00	0.00	0.00	0.34	0.00	
人的被害	死者数		人	0	0	0	111	0	
	負傷者数		人	0	1	0	432	1	
	うち重傷者数		人	0	0	0	134	0	
ライフライン被害	電気	停電人口	直後	人	0	3,505	364	21,079	4
			1日後	人	1	533	56	20,190	1
		停電率	直後	%	0.00	16.63	1.73	100	0.02
			1日後	%	0.00	2.53	0.26	95.78	0.01
	電話	不通回線	回線数	回線	0	3	0	163	0
			不通率	%	0.00	0.03	0.01	1.94	0.00
		携帯電話	停電率	%	0.0	2.5	0.3	95.8	0.0
			不通率	%	0.0	0.0	0.0	1.9	0.0
	都市ガス	供給停止件数		件	0	0	0	525	0
		供給停止率		%	0.0	0.0	0.0	100	0.0
	上水道	断水人口		人	30	39	0	17,613	0
	下水道	機能支障人口		人	891	1,008	751	2,006	1,051
生活支障	避難者数	1日後		人	1	123	13	4,267	2
		1週間後		人	3	126	13	5,242	2
		1か月後		人	1	124	13	6,552	2
	帰宅困難者数	平日		人	2,490	2,462	2,378	3,015	2,724
		休日		人	2,101	1,928	1,988	2,341	2,108
	住機能支障	応急仮設住宅等需要数		棟	0	12	1	413	0
その他	廃棄物	災害廃棄物		万ト	0.0	1.0	0.1	26.6	0.0
				万m ³	0.0	0.6	0.1	17.2	0.0

注) 破壊開始点の違いにより「関東平野北西縁断層帯地震」の場合は3ケースについて、「立川断層帯地震」の場合は2ケースについて予測しているが、表に記載した数値は、各ケース中で最も大きな値を用いている。

資料) 「埼玉県地震被害想定調査」(平成26年3月、埼玉県)

第1編 総則

第5節 計画の前提条件及び基本方針

第2 水害想定

1 対象河川

洪水害には^{いっすい}溢水や堤防の決壊による外水氾濫と、堤内地の排水不良から起こる内水氾濫がある。このうち、大きな被害を生じるのは大河川の外水氾濫であるが、町でも昭和13年9月の台風による荒川の堤防決壊により大きな洪水被害が発生している。

そのため、国土交通省及び埼玉県による一級河川の改修が進められた結果、最近では内水氾濫を除き大規模な河川の氾濫は起きていない。

国土交通省及び県では、平成13年の水防法改正以降、洪水予報河川及び水位周知河川に指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を洪水浸水想定区域図として公表している。

町に係る浸水想定河川は、水防法で公表が定められた洪水予報河川である荒川、水位周知河川である市野川であるが、水害リスク情報図として公表されている和田吉野川を含めると3河川である。町では、公表された荒川、市野川及び和田吉野川の洪水浸水想定区域図に5段階の警戒レベル・避難の目安となる水位、避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載した「吉見町防災ハザードマップ」を作成し、町民に周知している。

荒川、市野川及び和田吉野川について指定・公表されている洪水浸水想定区域は、次のとおりである。

■荒川、市野川及び和田吉野川の洪水浸水想定区域について

指定河川名	洪水浸水想定区域図名	作成者	指定・公表年月日	告示番号	指定の前提となる降雨
荒川	荒川水系荒川及び入間川流域洪水浸水想定区域図	国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所・ 荒川下流河川事務所	H28.5.30	国土交通省 関東地方整備局 告示第215号	荒川流域の 72時間 総雨量632mm
市野川	荒川水系市野川流域洪水浸水想定区域図	埼玉県	R2.5.26	埼玉県 告示第543号	市野川流域の 2日間 総雨量819mm
和田吉野川	荒川水系和田吉野川流域水害リスク情報図	埼玉県	R2.5.26	—	和田吉野川流域の 2日間 総雨量870mm

《参考》

◆「洪水予報河川」とは

国土交通省は、洪水のおそれがある場合に、一般にそれを円滑に周知するために、2以上の都道府県にわたる河川その他の流域面積の大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものを、洪水予報河川として指定している。洪水予報河川では、洪水が発生するおそれがある場合に、気象庁が降水量などの気象を、国土交通省が河川の水位又は流量をそれぞれ予測し、両者が共同で地域住民へ洪水注意報・警報等の洪水に関する情報を提供する。

◆「水位周知河川」とは

国土交通省及び都道府県は、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがある河川を、水位周知河川に指定している。この水位情報周知河川では、避難判断水位を定めて、この水位に到達した旨の情報を通知・周知する。

なお、平成29年の水防法改正では、洪水浸水想定区域内にあり、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保又は洪水時の浸水の防止を図る必要がある施設として、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）について、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成が義務化された。

また、大規模工場については、「当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。」とされている。

2 洪水浸水想定区域

(1) 荒川洪水浸水想定区域

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所では、おおむね1000年に1度起こる大雨（荒川流域の3日間総雨量632mm）を前提に、荒川が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めている。

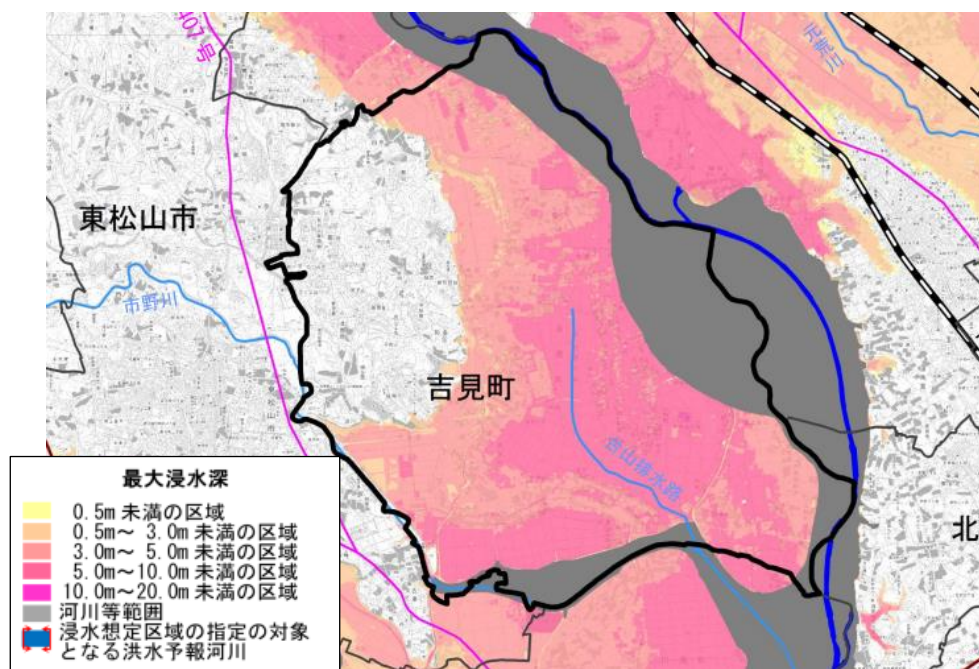
町における荒川洪水浸水想定区域を次に示す。

これによると、荒川が氾濫した場合、町は、西部丘陵地を除いて町域全ての地域が浸水すると予測されている。浸水深は、西部丘陵地を除いた町内のほとんどの場所で3.0m以上の浸水が想定されており、深い所では5.0mから10.0mの浸水となることが想定されている。

第1編 総則

第5節 計画の前提条件及び基本方針

■荒川及び入間川流域 洪水浸水想定区域図（吉見町関連）



資料)「荒川水系荒川及び入間川流域 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」
(国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所)

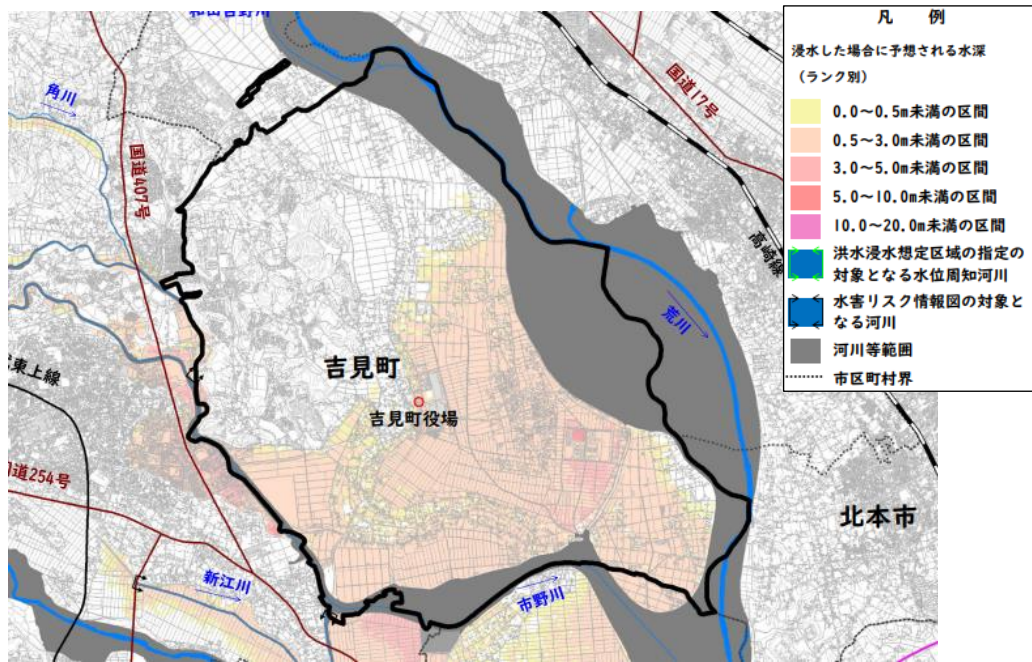
(2) 市野川洪水浸水想定区域

市野川の洪水浸水想定区域図は、水防法の規定により定められた、想定しうる最大規模の降雨である、おおむね1000年に1回程度起こる大雨が降った時に、市野川の水位が上昇し、堤防が決壊又は堤防から越流した場合、及び流域内の地形条件などにより内水氾濫した場合に、想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたものである。

町における市野川洪水浸水想定区域を次に示す。

これによると、市野川が氾濫した場合、町の洪水浸水想定区域は、西部丘陵地と北地区の一部を除く広い範囲に及ぶと想定される。

■市野川流域洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図（吉見町関連）



資料)「荒川水系市野川流域洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図（想定最大規模）」
(埼玉県県土整備部河川砂防課)

(3) 和田吉野川洪水浸水想定区域

和田吉野川は、水防法で公表が定められた洪水予報河川及び水位周知河川ではないが、県が水害リスク情報図として洪水浸水想定区域を公表している。

和田吉野川の洪水浸水想定区域図は、想定しうる最大規模の降雨である、おおむね1000年に1回程度起こる大雨が降った時に、和田吉野川の水位が上昇し、堤防が決壊又は堤防から越流した場合、及び流域内の地形条件などにより内水氾濫した場合に、想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたものである。

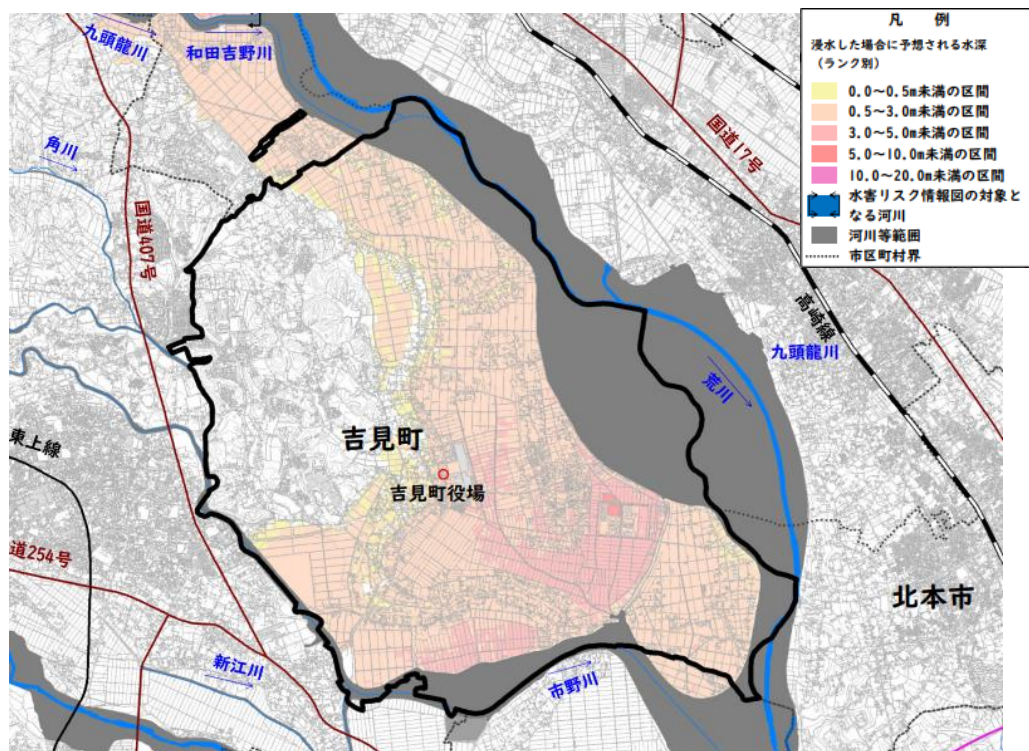
町における和田吉野川洪水浸水想定区域を次に示す。

これによると、和田吉野川が氾濫した場合、町は、西部丘陵地を除いて町域全ての地域が浸水すると想定されている

第1編 総則

第5節 計画の前提条件及び基本方針

■和田吉野川流域水害リスク情報図（吉見町関連）



資料)「荒川水系和田吉野川流域水害リスク情報図（想定最大規模）」

(埼玉県県土整備部河川砂防課)

第3 吉見町における防災の方針

1 地震災害

(1) 震災対策の基本的考え方

町の震災対策は、町において起こりうる最大規模の地震を想定し、その結果発生すると考えられる被害規模及びその内容を可能な限り具体的に把握することで、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本として、より具体的な「予防計画」かつ実践的な「応急対策計画」を策定するものとする。

(2) 震災対策の目標

① 県の震災対応の方針

県は、国の想定や調査結果を踏まえ、発生が懸念される南関東の地震の中から、過去に実際に発生した地震でかつ埼玉県に甚大な影響を及ぼす地震を中心に地震被害想定を実施した。

このなかで、深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として扱った「関東平野北西縁断層帯地震」による想定結果は、県内の最大震度は7で、震度6弱以上の地域が県中央部を中心に広範囲に広がり、被害が最大になることが分かった。今後30年以内の地震発生確率は、ほぼ0%～0.008%と極めて低いため、「関東平野北西縁断層帯地震」は、複数の災害が短期間で起こる「複合災害」の中で、限られた防災資源の有効活用及び他の都道府県からの受援を検討すべきであると位置づけた。

一方、「東京湾北部地震」については、首都圏南部、特に東京都心に大きな揺れが想定されており、被害は東京湾岸を中心に広範囲にわたり、電力、石油等のエネルギーを東京湾岸に依存している埼玉県は、大規模停電、石油類燃料の枯渇といった二次被害を受けるおそれもあり、首都機能の低下による影響は全国に波及し、応急・復旧活動にも大きな支障が生じると予想される。

このため、県では、「東京湾北部地震」を地域防災計画の中で対処すべき事態と位置づけ、他の都道府県や関係団体とともに防災・減災対策に当たることとしている。

なお、ほかの3地震（茨城県南部地震、元禄型関東地震、立川断層帯地震）への対応は、「東京湾北部地震」への対応に含まれる。

また、「東京湾北部地震」については、それにより引き起こされる最悪事態（シビアコンディション）を防災関係機関や県民と共有するため、対策の方向性を示すこととしている。

第1編 総則

第5節 計画の前提条件及び基本方針

② 町の震災対応の方針

ア 地震被害想定結果に対する考え方

県地震被害想定の結果、町に最も大きな地震被害をもたらすのは「関東平野北西縁断層帯地震」、次に大きな被害をもたらすのは「茨城県南部地震」と想定されている。

「関東平野北西縁断層帯地震」については、前述したように今後30年以内の地震発生確率が0～0.008%と極めて低く、これまでこの規模での地震発生の記録はない。

それに対し、「茨城県南部地震」は、「東京湾北部地震」と同様に首都直下地震に位置づけられており、今後30年以内の地震発生確率は70%と切迫性が高く、町にとっては、「茨城県南部地震」に備えることにより、全体的により被害程度の低い「東京湾北部地震」、「元禄型関東地震」、「立川断層帯地震」に対しても対応可能と考えられ、町がまず備えるべき地震は、「茨城県南部地震」と考えられる。

ただし、東日本大震災の教訓を踏まえ、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震と考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」についても、防災上の配慮が必要である。

以上のことから、町では、食料などの備蓄や指定避難所の整備など、地震被害に具体的に備えるための防災対策の目標として、「茨城県南部地震」による地震被害を位置づけるものとする。

また、「関東平野北西縁断層帯地震」については、発生が予想される甚大な地震被害を少しでも減少させるための減災目標を設定し、体系的・計画的に地震防災対策の推進を図っていくものとする。

イ 「茨城県南部地震」に対応可能な防災対策の推進

町は、想定される大規模地震の中では最も切迫性の高い「茨城県南部地震」に対する防災対策を進める。

町において「茨城県南部地震」により想定される地震被害及びそれに対応した主な防災対策は、次に示すとおりである。

■ 「茨城県南部地震」により想定される地震被害と主な防災対策

被害想定項目		地震被害	主な防災対策	
建物被害 (棟)	全壊	45棟	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 耐震化の推進 ▶ 被災建築物危険度判定体制の整備 ▶ 初期消火体制の整備 ▶ 仮設住宅用地の選定 	
	半壊	79棟		
	焼失	0棟		
人的被害 (人)	死者	0人	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 医療救護班の派遣体制の整備 	
	負傷者	1人		
	うち重傷者	0人		
生活支障 (人)	避難者	(1日後) 123人 (1週間後) 126人 (1か月後) 124人	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 想定される避難者を参考に設定した150人を収容可能な指定避難所の整備 ▶ 設定した避難者数150人に対応可能な量の飲料水・食料・生活必需品の備蓄 ▶ 避難情報の多様な伝達手段の整備 	
		帰宅困難者		(平日) 2,462人 (休日) 1,928人
ライフライン	上水道	断水人口	39人	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 配水管、浄水施設の耐震強化 ▶ 給水体制の整備
	下水道	機能支障人口	1,008人	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 下水道施設の耐震強化 ▶ 仮設トイレの確保
	電力	停電人口	(直後) 3,505人 (1日後) 533人	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 防災拠点における非常電源の確保
	電話	不通回線率	0.03%	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 多様な情報伝達手段の整備
		携帯不通率	0.0%	
その他	廃棄物	災害廃棄物	(重量) 1.0万トン (体積) 0.6万m ³	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 廃棄物処理体制の整備 ▶ 廃棄物仮置場候補地の選定

ウ 「関東平野北西縁断層帯地震」を対象とした減災目標の設定

これまでに発生したことはないが、発生した場合は甚大なる被害をもたらすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」に対して、被害の発生を軽減するための減災目標は、次表のとおりである。

町は、この減災目標を達成するため、「吉見町建築物耐震改修促進計画」(平成23年3月)を活用するとともに、目標の達成に向けて「自助」・「共助」・「公助」それぞれの立場、かつ、ハード・ソフトの両面から、日頃からの備えや、いざというときの対処方法などについて、町民、自主防災組織、企業等に取り組みの推進を働きかける。

なお、減災の目標は、10年を目途とし、可能な限り早期の達成を目指す。

第1編 総則

第5節 計画の前提条件及び基本方針

■ 「関東平野北西縁断層帯地震」に対する減災目標

減災目標	目標を達成するための対策や項目
死者・負傷者を 約 60 人減少させる。 (約 50%の削減)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 建物の耐震化 ➢ 家具類の転倒防止対策の推進 ➢ 自主防災組織、消防団の初期消火力の強化 など
避難者（1か月後）を 約 3,300 人減少させる。 (約 50%の削減)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 建物の耐震化 ➢ 被災建築物の応急危険度判定体制の整備 ➢ ライフラインの早期復旧 など

■ 【参考】「関東平野北西縁断層帯地震」により想定される地震被害と主な防災対策

被害想定項目		地震被害	主な防災対策	
建物被害 (棟)	全壊	1,715 棟	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震化の推進 ・被災建築物危険度判定体制の整備 ・消火体制の整備 ・仮設住宅用地の選定 	
	半壊	1,415 棟		
	焼失	48 棟		
人的被害 (人)	死者	111 人	<ul style="list-style-type: none"> ・初動医療体制の整備 ・後方医療機関への搬送体制の整備 	
	負傷者	432 人		
	うち重傷者	134 人		
生活支障 (人)	避難者	(1日後) 4,267 人 (1週間後) 5,242 人 (1か月後) 6,552 人	<ul style="list-style-type: none"> ・想定される最大避難者約6,500人を収容可能な指定避難所整備の推進 ・1日後避難者数約4,500人に対応可能な量の飲料水・食料・生活必需品備蓄の推進 ・避難情報の多様な伝達手段の整備 ・避難所運営マニュアルの整備 	
		帰宅困難者		(平日) 3,015 人 (休日) 2,341 人
ライフライン	上水道	断水人口	17,613 人	<ul style="list-style-type: none"> ・配水管、浄水施設の耐震強化 ・給水体制の整備 ・下水道施設の耐震強化 ・仮設トイレの確保 ・防災拠点における非常用電源の確保 ・LPガス施設の整備 ・多様な情報伝達手段の整備
	下水道	機能支障人口	2,006 人	
	電力	停電人口	21,079 人	
	都市ガス	供給停止件数	525 人	
	電話	不通回線率	1.94%	
		携帯不通率	1.9%	
その他	災害廃棄物	(重量) 26.6 万ト (体積) 17.2 万m ³	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理体制の整備 ・廃棄物仮置場候補地の選定 	

2 水害

(1) 水害対策の基本的考え方

町の水害対策は、浸水被害の最も大きい荒川が氾濫した場合を想定して策定する。

荒川の氾濫により町が浸水した場合、国土交通省関東地方整備局の「荒川水系荒川及び入間川流域洪水浸水想定区域図」によると、西部丘陵地を残し町の大半は浸水し、その浸水深は 0.5～10.0mと推定されることから、洪水浸水想定区域の住民は全て避難が必要と考えら

れる。

町が実施した「防災アセスメント」（平成19年3月、吉見町）によると、荒川の氾濫による浸水被害は、町全体で建物の浸水割合が27.5%、要避難人口が約13,800人（総人口の61.5%）と推定されている。

それに対し、町の水害時避難所（荒川洪水浸水想定区域外に位置する避難所）の収容能力は、約1,880人であり、要避難人口と比べると約11,920人分不足している。

そのため、町は、周辺市町村との防災協定などに基づき、町内の避難所では収容しきれない要避難者を周辺市町村の避難所へ避難誘導を図る。

水害については、町民一人一人が「吉見町防災ハザードマップ」を確認し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断することが必要であり、安全な場所にいる場合は避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

なお、洪水浸水想定区域内の住民が、西部丘陵地への避難又は周辺市町村への避難が時間的に間に合わない場合、無理な避難所への避難は避け、自宅や隣接建物の2階（あればそれ以上の階）などへ緊急に避難（垂直避難）するよう、日頃から安全確保についての広報を実施する。

《参考》

◆「垂直避難（屋内安全確保）」について

垂直避難（屋内安全確保）とは、災害時に身に危険が迫っているが、安全な場所まで避難する時間がない場合、安全な場所と空間を確保するために上下垂直方向に避難することをいう。例えば、水害の場合、自宅や隣接建物の2階などへ緊急に避難する、あるいは土砂災害の場合、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することをいう。

なお、国土交通省では平成28年4月に従来、洪水、内水、高潮・津波に分かれていた各ハザードマップ作成の手引きを統合・改定した「水害ハザードマップ作成の手引き」を作成して「早期の立退き避難が必要な区域（家屋倒壊等氾濫想定区域、家屋が水没するおそれのある区域）」を検討し、これを水害ハザードマップに明示するよう、手引きに記載している。早期の立退き避難が必要な区域以外のその他の浸水想定区域においては、「床上浸水または床下浸水が想定されることから、立退き避難が望ましいが浸水時に想定される状況を踏まえ、自らの判断により屋内安全確保でも良い。」などとしている。また、いずれの区域においても「ただし、氾濫が既に開始している場合など、指定緊急避難場所へ移動することにより、かえって命に危険を及ぼしかねない場合は、近隣のより安全な場所への避難が必要。さらに、外出することすら危険な場合には、屋内安全確保が必要。」としている。

(2) 水害対策の目標

町は、荒川の決壊により町内に浸水被害が発生するおそれがある場合、洪水浸水想定区域内の住民を安全に避難させるため、気象情報及び水防情報などをいち早く入手し、迅速に避難指示等を発令するとともに的確な避難誘導を行い、加えて避難支援等関係者による避難行動要支援者への避難支援により、他市町村の協力も得て確保した避難所へ安全避難を実施す

第1編 総則

第5節 計画の前提条件及び基本方針

る。

また、吉見町役場（以下「町役場」という。）も浸水深3.0～5.0mの洪水浸水想定区域内に位置することから、浸水時でも役場機能を維持するため非常用電源設備や建屋の浸水及び防水対策を行うとともに、洪水浸水想定区域外である西部丘陵地にある公共施設（西小学校等）に災害対策本部を設置することを想定し、整備を進める。

同様に、洪水浸水想定区域内にある食料等の備蓄倉庫についても、浸水及び防水対策に努める。